(4)　(3)に規定する贈与を行つた者が当該内国法人の役員等であることの明細
(5)　その他参考となるべき事項
ロ　令第百十七条各号に掲げる事実が生じた旨を証する書類
三　法第五十九条第三項の残余財産がないと見込まれる場合　残余財産がないと見込まれることを説明する書類
第二十七条の三第十一号及び第十二号を削り、同条第十号を同条第十二号とし、同条第九号を削り、同条第八号を同条第十一号とし、同条第五号から第七号までを削り、同条第四号中「又は出資」を削り、同号を同条第十号とし、同条第三号を削り、同条第二号中「又は出資」を「（出資及び新株予約権を含む。以下第十二号までにおいて同じ。）」に改め、同号を同条第九号とし、同条第一号の次に次の七号を加える。
二　解散による残余財産の一部の分配又は引渡し　当該分配又は引渡しの日
三　自己の株式（出資及び新株予約権を含む。）の取得の対価としての交付　その取得の日
四　出資の消却、出資の払戻し、社員その他内国法人の出資者の退社又は脱退による持分の払戻し　その他株式又は出資を取得することなく消滅させることによる対価としての交付　これらの事由が生じた日
五　自己の組織変更　当該組織変更の日
六　自己を合併法人、分割承継法人又は株式交換完全親法人とする合併、分割又は株式交換　当該合併、分割又は株式交換の日
七　自己を現物出資法人とする適格現物出資に該当しない現物出資（新株予約権又は社債と引換えにする給付を含む。）　当該現物出資の日
八　自己を令第百二十三条の十第一項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）に規定する譲受け法人又は同条第二項に規定する移転法人とする法第六十二条の八第一項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）に規定する非適格合併等に該当する事業の譲受け（第六号に掲げるものを除く。）　当該事業の譲受けの日
第二十七条の三第十三号から第十五号までを削り、同条第十六号中「第六十一条の二第十四項各号」を「第六十一条の二第十三項各号」に改め、同号を同条第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。
十四　その有していた株式若しくは出資を発行した法人の法第二十四条第一項第三号から第六号まで（配当等の額とみなす金額）に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受け、又は当該株式若しくは出資を有しないこととなつたこと（残余財産の分配を受けないことが確定したことを含む。）　当該事由が生じた日又は残余財産の分配を受けないことが確定した日
第二十七条の三第十七号を削る。
第二十七条の七第二項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改める。
第二十七条の八第一項中「同条第二項」を「同条第四項」に、「次条まで」を「以下この条及び次条」に改める。
第二十七条の十三の二（見出しを含む。）中「開始」を「開始等」に改める。
第二編第一章第一節第十一款の三の款名を次のように改める。
第十一款の三　完全支配関係がある法人の間の取引の損益
第二十七条の十三の三の見出し中「連結法人間取引」を「完全支配関係がある法人の間の取引」に改め、同条中「（分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整）」を「（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）」に改め、同条に次の一項を加える。
2　法第六十一条の十三第五項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定により同項に規定する適格合併に係る合併法人を同条第一項に規定する譲渡損益調整資産に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額につき同項の規定の適用を受けた法人とみなして同条の規定を適用する場合において、当該適格合併に係る被合併法人が当該譲渡損益調整資産につき令第百二十二条の十四第六項の規定の適用を受けていたときにおける当該合併法人の当該適格合併の日の属する事業年度の当該譲渡損益調整資産に係る同項の規定の適用については、同項第一号イ及び第二号イ中「当該譲渡の日」とあるのは、「法第六十一条の十三第五項に規定する適格合併の日」とする。
第二十七条の十四中「第二十一条の二第四号（適格分社型分割等）」を「第二十一条の二第四号（適格分社型分割等）」に、「第二十一条の三第四号（適格分社型分割等）」を「第二十一条の三第四号（適格分社型分割等）」に改め、同条第一号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「個別評価金銭債権」を「金銭債権」に、「第二十七条の十七第四号」を「第二十七条の十八第四号」に、「第二十八条の二第四号」を「第二十八条の三第四号」に改め、同条第二号中「海外投資等損失準備金に係る認定等」を「海外投資等損失準備金」に、「第二十二条の九の三第二項第六号（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例）、第二十二条の九の二第三項第六号」を「第二十二条の九の三第二項第六号」に、「第二十二条の九の五第二項第六号」を「第二十二条の九の四第二項第六号」に改める。
第二十七条の十五第一項中「第百二十三条の八第二項第四号」を「第百二十三条の八第三項第四号」に、「同条第十四項及び第十五項」を「同条第十三項、第十六項及び第十七項」に改め、同項第三号中「第百二十三条の八第二項第一号」を「第百二十三条の八第三項第一号」に改め、同条第二項中「第百二十三条の八第二項第五号（同条第十四項及び第十五項」を「第百二十三条の八第三項第五号（同条第十三項、第十六項及び第十七項」に改め、同項第一号中「第百二十三条の八第二項第五号」を「第百二十三条の八第三項第五号」に、「特定資本関係発生日」を「支配関係発生日」に改め、同項第二号中「の特定資本関係発生日」を「の支配関係発生日」に改め、同号ロ中「第百二十三条の八第三項第五号」を「第百二十三条の八第四項第五号」に、「特定資本関係発生日」を「支配関係発生日」に改め、同項第三号を削る。
第二十七条の十五の二中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「特定資本関係事業年度」を「支配関係事業年度」に改め、同条第三号を削り、同条に次の一項を加える。
2　令第百二十三条の九第八項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　令第百二十三条の九第七項の特定適格組織再編成等により移転を受けた資産の当該移転の直前（適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）にあつては、その残余財産の確定の時。以下この項において同じ。）における価額及び帳簿価額を記載した書類
二　次に掲げるいずれかの書類で前号の資産の同号の移転の直前における価額を明らかにするものイ　その資産の価額が継続して一般に公表されているものであるときは、その公表された価額が示された書類の写し
ロ　令第百二十三条の九第七項の内国法人が、当該移転の直前における価額を算定し、これを当該移転の直前における価額としているときは、その算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類
ハ　イ又はロに掲げるもののほかその資産の価額を明らかにする事項を記載した書類
第二十七条の十八を削る。
第二十七条の十七（見出しを含む。）中「適格分社型分割等に」を「適格分割等に」に改め、同条第二号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第三号を次のように改める。
三　適格分割等の日
第二十七条の十七を第二十七条の十八とし、第二編第一章第一節第十一款の七中同条の前に次の一条を加える。